令和６年分の年末調整／「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（マル扶）の記入チェックシート

（簡易あり）

年末調整の時期となりました。マル扶の記入にあたり、記入漏れのないよう、下記の項目をご確認ください。

「令和６年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記入について　※　所得金額は、令和６年の見積額でご判断ください

☐　新たな記入事項がある ──────▶ 新しい情報を、該当の欄に加筆してください※1

☐　以前の**記入内容に訂正**がある ──────▶ 訂正箇所を二重線で打ち消し、余白に新しい情報を記入してください※1

※1 結婚、離婚、出生、死亡、子の就職、配偶者の産休・育休など、年の途中で配偶者や扶養親族について変更があった場合は、受けられる控除にも変更が生じます。
上記の加筆・訂正に加え、その配偶者や扶養親族の**「異動月日及び事由」欄**に、異動月日と事由を簡潔に記入してください。　（例）９月 30 日結婚　11 月 15 日出生

「令和７年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記入について　※　現段階で分かる範囲でご記入ください　所得金額は、令和７年の見積額でご判断ください

令和６年分の記入事項から、令和７年中に変更の予定は？

☐　ない ──▶ 次に該当しませんか？ ──▶ ☐ 該当しない

☐　ある ──▶ 次に該当しませんか？ ──▶ ☐ 該当する

次に該当しませんか？

- 扶養親族の年齢の変動により、老人扶養親族・特定扶養親族・控除対象扶養親族に該当することとなる、もしくは該当しないこととなる
- 国外居住親族の年齢の変動により、扶養控除の適用要件である年齢等の区分が変わる

一部の記入を省略することもできます※5。その場合は、あなたの氏名、個人番号、住所又は居所を記入の上、余白に「前年から異動なし」と記入してください

（記入例）

※2 省略できる場合の詳細は、国税庁リーフレットをご参照ください https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130_02.pdf

あなたに関する情報に加え、**以下の項目もチェックし、各欄の記入**をしてください

☐　**配偶者**の合計所得金額（見積額）が 95 万円以下※2＋**あなた**の合計所得金額（見積額）が 900 万円以下※3 ──▶ **A 欄**

☐　**扶養親族**（合計所得金額（見積額）が 48 万円以下※4）がいる
　☐ その家族は、平成 22 年１月１日以前の生まれである ──▶ **B 欄**
　☐ その家族は、平成 22 年１月２日以後の生まれである ──▶ **「16 歳未満の扶養親族」欄**

☐　**あなた自身**が「障害者」「寡婦」「ひとり親」もしくは「勤労学生」である
☐　**配偶者**が「障害者」もしくは「特別障害者」、かつ、配偶者の合計所得金額（見積額）が 48 万円以下※4 である
☐　この申告書に記載した**扶養親族**が「障害者」もしくは「特別障害者」である
──▶ **C 欄**を記入

☐　**配偶者**（あなたと生計を一にし、退職所得を除く合計所得金額（見積額）が 133 万円以下）もしくは**扶養親族**が、令和７年中に退職手当等（源泉徴収あり）の支払いを受ける ──▶ **「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄**

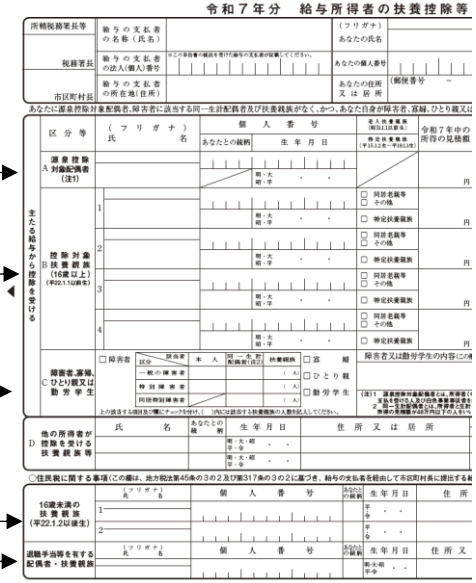

※2　給与所得だけの場合、給与等の収入金額が 150 万円以下。公的年金等の収入のみの場合、年金等の収入金額が 65 歳未満は 1,633,334 円以下、65 歳以上は 205 万円以下。
※3　給与所得だけの場合、給与等の収入金額が 1,095 万円以下（所得金額調整控除ありの場合は 1,110 万円以下）。
※4　給与所得だけの場合、給与等の収入金額が 103 万円以下。公的年金等の収入のみの場合、年金等の収入金額が 65 歳未満は 108 万円以下、 65 歳以上は 158 万円以下。